

道路使用許可申請手続について

道路において工事、作業、祭礼行事を行う場合や工作物を設置する場合などは、警察署長等の許可が必要となります。

申請方法

- 1 申請書及び必要書類各2通を道路を使用する場所を管轄する警察署等の交通課窓口等に提出してください。(記載例参照)
- 2 必要書類は、
 - 道路を使用する場所及び付近の見取図
 - 安全対策状況図
 - 設置する物件の仕様書等です。

詳しくは、申請先警察署等の交通課までお問い合わせください。
- 3 手数料として、申請時に工事及び作業は2,500円、その他は2,000円の大阪府証紙が必要となります。
- 4 申請から許可証の交付まで、原則として7日間(行政庁の休日を除く。)ほどかかります。
- 5 この許可の他に、道路管理者の道路占用許可が必要な場合があります。
- 6 道路使用許可と道路占用許可の両方の許可が必要となる場合には、管轄する警察署長等又は道路管理者の一方の窓口に申請書を一括して提出することができます。(ただし、申請書の訂正、添付書類の不備等がある場合には、改めて窓口(管轄する警察署長等又は道路管理者の窓口)にお越しいただく必要がある場合があります。)

なお、道路占用許可の申請等に関するお問い合わせについては、各道路管理者の窓口にお問い合わせしていただくようお願いいたします。

注意事項

申請内容によっては、許可できない場合や、時間、区間、方法等の変更をお願いすることもあります。また、上記に記載した許可証の交付予定日数より、審査等に日時を要する場合もありますので、早めの相談、申請をお願いします。

申請書の様式を掲載してありますが、警察署等の交通課の窓口等に申請書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。

お問い合わせ、事前相談は申請先警察署等の交通課窓口等までお申し出ください。